

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1010010	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加		癌等の特定疾患の患者に対し、緊急で長距離の訪問診療を行う必要がある場合、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を、緊急自動車として指定する。	<p>死因の一位を占める癌を含め、政府は自宅での終末期医療を推進している。癌の終末期は癌性疼痛、呼吸困難などの多様な症状が突然出現する頻度が高いため、昨今は緩和医療専門の医師が対応するようになっている。緊急に対処すべき症状が出現する頃には、患者の搬送すら危険となっている場合が多い一方で、緩和医療の経験豊富な医師は少ないため、医師が極めて遠方の患者に対して訪問診療を行っているのが現状である。</p> <p>本提案は、緩和医療の経験豊富な医師が遠距離の癌を含む特定疾患の患者に対し、緊急に訪問診療を行う必要がある場合に限って、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を緊急自動車として指定するものである。</p>		医療法人陽気会 在宅ホスピスと ちの木	栃木県	警察庁 厚生労働省 国土交通省
1013010	種子島の南種子町において、祭礼の保存に使用する火縄銃について、現代製作されている火縄銃を使用できるよう関係法令の一部改定		現状の銃砲刀剣類所持等取締法では、現代において製作されている火縄銃は古式銃として認められていないことから、例えば、イタリアのベデルゾリ社が製作している「Tomonobu Teppou」など、純粋に火縄銃の構造のみを持つ銃を古式銃に準ずるものとして認定し、南種子町での祭礼の保存において通常の古式銃と同様に使用できるように、関係法令の一部改定を要望する。	<p>平成12年度から14年度にかけ、国土庁（現 国土交通省）離島振興課の「離島地域における多自然居住整備方策に関する調査」が実施され、その一環として行われた、「対馬・隠岐・種子島の三島交流事業」において、島興し人材育成事業として、調査事業を国から委託された地域交流センターのスタッフである水昭仁氏（当時、現：（社）東京自治研究センター研究員）がコーディネーターとなり、種子島の住民有志で「種子島のマスタープラン作成」に取り組んだ。そのプランの一つとして、鉄砲伝来の地であることを活かした地域活性化方策として、火縄銃のより安全な試射のため、今回の提案に至った。</p> <p>南種子町は鉄砲伝来の地として、ロケット打ち上げ基地のある町として知られているが、昨今の観光客減少等によって経済が衰退しつつある。観光客を増加させるためには、南種子町の特徴である火縄銃をより安全に取り扱い、観光客などの見学に供することで大きな効果が見込める。</p> <p>南種子町で鉄砲伝来の祭礼等を行う際には、祭礼の保存会の会員達が古式銃を空砲発射しているが、古式銃の安全検査は行っているものの、古式銃の総合的な安全性には不安が大きく成りつつもある。</p> <p>古式銃は製造されて後の年月が数十年以上となっており、危険も考えられることから、現代の技術で製造された火縄銃を祭礼の保存などに利用することで、係員の安全がより確実なものになると考えられる。</p> <p>古式銃である火縄銃と同じ構造のみを持つ火縄銃を監督官庁に届け出る事等で、古式銃に準ずるものとして、銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改定し、祭礼の保存においては、係員が従来の古式銃と同じように取り扱うことが出来るようにされたい。</p>		種子島U・I ターンサポート センター	鹿児島県	警察庁 文部科学省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1023010	風俗営業法における「接待」に関する解釈基準の緩和		深夜における酒類提供飲食店営業の届出により営業しているカラオケスナックについて、テーブル席で客にお酒を注ぐ(酌をする)行為が、実態として風俗営業法上の「接待」に当たると解釈されているため、客へのサービスができなかったり、深夜営業時に摘発を受けるといった営業上の支障をきたしていることから、風俗営業法上の「接待」に関する解釈の基準を緩和したい。	<p>風俗営業法上、営業所の所在地を所轄する警察署に届出をすることにより、深夜であっても客に酒類を提供することができます。</p> <p>一方、客の「接待」をする場合には、風営法上の許可を得れば営業することができますが、この場合深夜零時まで(条例で定める地域内に限り午前一時)の営業しかできないことになってしまっています。</p> <p>客がお酒を飲みながら、歌を歌い楽しむことを目的としている飲食店(カラオケスナック)では、そのほとんどが深夜酒類提供飲食店の届出により営業をしていますが、所轄の警察署からは、営業店内のカウンター越しにいる客にお酒を注ぐ(酌をする)行為は風営法上の「接待」には当たらず、テーブルを挟んで酌をする行為は「接待」に当たるとし、風営法上の許可が必要であるという指導を受けています。</p> <p>カラオケスナックという営業の性質上、客に対してテーブルを挟んで酌をするというサービスは非常に重要であり、それを望んで訪れる客も少なくない中で、風営法上の許可を得ることになれば、営業時間が制限されることとなります。</p> <p>また、風営法上の「接待」の解釈についての基準とその根拠となる考え方が不明確なため、営業に支障をきたしています。</p> <p>そこで、カラオケスナックでの営業については、カウンター前での接客と同様、テーブル前での接客についても、風営法上の「接待」には当たらないとして解釈の基準を緩和していただければ、日本人の習慣・道徳にあったお酒を飲む場として、ひずみのない営業が可能になると思います。</p>		個人	東京都	警察庁
1036010	家事使用人の在留許可申請にかかる、雇業者たる外国人の要件の緩和		東京の都心部に拠点を置く海外の金融機関に勤務する外国人従業員を対象として、家族の家事・育児を担う家事使用人の在留許可申請に関して、雇業者たる外国人の要件を緩和する。	<p>日本経済活性化の一環として、金融・資本市場の競争力を高めることが重要であり、高度な金融技能を備えた外国人を増やすことが必要であることは、金融庁が昨年12月21日に発表した「金融・資本市場競争力強化プラン」でも謳われているところです。</p> <p>東京は、金融センターとして、ニューヨークやロンドンのみならずアジアでもシンガポール、香港、上海などと競合しており、当協会に加盟する金融機関の外国人従業員も、これらの都市で働いた経験がありますが、これらの都市と比べると東京は、外国人を受け入れる環境が不十分であり、とりわけ、家族の家事・育児を担う家事使用人が在留資格を取得することが極めて困難だという問題が存在します。</p> <p>現状では、家事使用人の雇業者として適格とされるのは金融機関の一握りの最高幹部のみです。このため、高度な金融技能を備えていながら、東京での勤務を諦めざるを得ないケースもあります。</p> <p>当協会が、昨年12月に会員会社を対象に実施したアンケートでも、申請が却下された事例が多くみられ、経営幹部であっても事業所の長に準ずるとまでは言えないケースや、76人もの部下を抱えていても却下されたケースもありました。</p> <p>当協会は、会員会社の多くが、内閣官房の「国際金融拠点機能強化プラン」に記された2つの区域(「東京駅・有楽町駅周辺地域」および「環状二号线新橋周辺・赤坂・六本木地域」)およびその周辺地域に集中していることから、これらの地域を対象として、家事使用人の在留許可申請に際して、雇業者たる外国人の要件緩和を要望します。</p> <p>(注) 別紙事業内容書あり。</p>		国際銀行協会	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1037010	外国人の家事使用人 にかかる在留資格要 件の緩和		外国人家事使用人を雇用する者の資格要件のうち、①「投資・経営」又は「法律・会計業務」の資格をもって在留する、②事業所等の長又はこれに準ずる地位にある者で、③申請の時点において13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有するもの、の要件を、(1)東京都23区の特定の地域(新宿区、港区、品川区、渋谷区、千代田区、墨田区及び中央区の全域)内に所在する事業所等に勤務し又は当該地域内に居住し、(2)金融関連サービス業に従事する外国人については、これを撤廃又は代替的手段をもって緩和する。	左記の特定の地域内で勤務又は居住する外国人金融ビジネスパーソン等が雇用する外国人家事使用人について、左記①～③の要件を、撤廃又は雇用人に一定の経済的要件を求めるなどの代替的手段をもって緩和する。 (1) 事業の必要性 a. 外国人家事使用人の重要性 b. 雇用人の在留資格の要件(左記①)の不合理性 c. 雇用人の地位の要件(左記②)の不合理性 d. 雇用人の家族構成の要件(左記③)の不合理性 e. 競合国においては左記①～③のような制限はない f. 本提案は出入国基本計画や国際金融拠点機能強化プランを具体化するものである g. 本事業に実質的効果を持たせるためには左記地域における規制緩和が必要である (2) 事業の許容性 a. 雇用人の限定により費用対効果が高い一方、入管政策に与える影響は軽微である b. 雇用人を金融関連サービス業に従事する者に限ることから、弊害発生の可能性は低い c. 雇用人の在留資格・地位に関する要件は、経済的要件によって代替可能である (詳細は別紙事業内容書のとおり)		在日米商工会 議所	東京都	警察庁 法務省 厚生労働省
1045020	大型車進入規制区域 の通行申請手続の簡 素化(電子化)につ いて		大型車輛進入禁止規制区域において、通行許可を所管の警察署に申請する場合、電子申請により手続の簡素化・迅速化を進めていただきたい。	現状では申請のため管轄の警察署に向く必要があるが、大型車進入規制地域であったり、駐車場が確保できないなど、多大な困難を伴っている。加えて許可の取得に2-3週間かかる場合もあり、迅速な物流対応もできない。岩手県など一部の県においては電子申請が認められているとのことだが、導入の進んでいない県もあり(例:千葉県)必ずしも普及は進んでいないのが実情である。全国の都道府県において電子申請が可能となるよう、採用を働きかけていただきたい。		石油化学工業協 会	東京都	警察庁

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係省庁
1046060	「投資・経営」、 「技術」、「人文知 識・国際業務」の在 留資格を有する外国 人の親への長期在留 資格の付与		資本金1億円以上の成長事業を展開する 本社設置外資系企業について、在留資格 「投資・経営」「技術」「人文知識・国 際業務」を有する外国人在籍者の親の活 動を、在留資格「特定活動」に追加す る。	兵庫・神戸は、開港以来、国際都市として発展してきた歴史を有し、外国・外資系企業の経済活 動が活発で、世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与 するなか、とりわけ、成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重 要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材であ る。高度人材の親の在留が認められたことを踏まえ、当地域にとって同程度に重要な人材である 外国人企業関係者が、親の問題で入国が困難になったり、在留できなくなることがないよう、親 の活動を「特定活動」に加えることを求めるもの。		兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省
1049010	世界に認められる、 21世紀のパチンコ ビジネスモデル。パ チンコ営業店内に 「貸玉・貸メダル返 却所を設置」		パチンコ営業店による社会貢献活動の推 進。パチンコ営業店内にパチンコ営業店 とは無関係の第三者(社会福祉団体・N PO)等による、貸玉・貸メダル返却所 の設置を行い、遊技客が安全な店内で 「玉・メダル」の返却を行うことが出来 るシステム。	パチンコ業界の改革・改善。警察庁の犯罪統計により、「ぱちんこ景品買取所」に対する凶悪犯 罪が、全国で毎日のように絶えず発生している現実を鑑み、再度ご提案をさせていただきます。これ らの凶悪犯罪を未然に防ぐ為にも、ぜひ取りがかりしたパチンコ営業店内で「貸玉・貸メダル」 の買戻しを行うことが、多くのパチンコファンを凶悪犯罪から守るためにも早急に採用される必 要があると考えられるのであります。具体的には、パチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風 俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則29条に定められた、「貸玉・貸メダ ル」と同等金額にて安全なパチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が買戻すこと が出来るシステム。このシステムの採用により、日本に来る海外観光客が年々増加している中で (国際観光振興機構の調べによると、2007年に日本を訪れた外国人旅行者数は実に834万 人であった)、世界の人々に、日本で生まれたパチンコ文化を紹介する事が、パチンコを今以上 に明るく健全な娯楽産業にする最重要課題であると考えます。「パチンコは平和産業である。」 (ミハイル・ゴルバチョフ元ソ連大統領の弁)このパチンコ産業を日本だけでやるのはもったい ない。ハイテク電子部品先端技術等の製品製造技術と雇用促進、納税等の社会貢献が集積する娯 楽産業が、今回の提案により、世界中に認められる、新しいパチンコビジネスモデルへと発展す る事が出来るのであります。		株式会社 玉越	愛知県	警察庁

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項管理番号	要望事項(事項名)	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1049020	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル。パチンコ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。		「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダル一枚につき25円を超えないことに改定する。	内閣府が以前行った国内における物価の地域差に対する消費者の考え、評価及び購買行動について、物価モニターに対し調査を行った結果では、物価の地域差があることについて、大多数の者が「当然のことである」とみている。例えば、名古屋と札幌の統計上の最新データを比較した場合、人口(名古屋224万人、札幌189万人)、一人当たりの市民所得(名古屋324万円、札幌270万円)、有効求人倍率(名古屋2.24倍、札幌0.56倍)という数字にも表れており、データからも地域差は当然ありうるのであります。現在のパチンコの貸玉金額は昭和52年(1977年)に1個3円から4円に改定されてから実に30年間も見直しがなされておらず、パチンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ営業は保通協で認可された遊技機で営業を行っており、18歳未満の者を客として立入ることを禁止している等、戦後60年に渡り国民の誰もが認める、適度な射率性を保った最大の大衆娯楽産業であります。例えば競馬・競輪等の公営ギャンブルや株式投資等は自己責任で無制限に投資出来ることを鑑みても、国民の大衆娯楽であるパチンコ産業だけが、過剰規制を受けていると言わざるを得ないのであります。それが故、地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」貸玉にあつては1円から5円、貸メダルにあつては上限25円の金額の中から、お客様の選択肢に合わせた新しい遊技チョイスを行うことが、パチンコファンにとっても時代に適した最良の選択肢であるため、今回の提案をさせていただきます。		株式会社 玉越	愛知県	警察庁
1084030	クーポン型ふるさと活性化Project		ゲームセンター等、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第8号の営業を営む者は、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない、とされているが、認定された特区内において、当該地方公共団体と連携してNPO法人が地域通貨を発行、流通を行う場合には、特区内のゲームセンター等で得たコインは、一定の基準で当該地域通貨と交換できるようにする。	地域通貨事業については近年多くの取り組みが行われているが、利用者の参加数が少ないという課題があると考える。そこで、新しい地域通貨事業のモデルとして、特区内のホテル等宿泊施設の中にあるゲームセンターとも連携したプロジェクトを展開する。具体的には、特区内に地方公共団体、NPO法人、商店街、ホテル等からなる協議会を設置し、当該協議会の参加者が営業しているゲームセンター内に限り、ゲームで得たコインを一定数で特区内の参加商店街等で使える地域通貨と交換できることとする。これにより、訪れた観光客がエンターテイメント施設で遊び、さらにゲームで得た地域通貨も特区内で使われることから、特区内で地域通貨の流通がさかんに行われ、特区内での観光客、地元住民の消費拡大、経済効果が期待できる。ただし、未成年者の利用は終日禁止とし、営業時間等は現行の規制を遵守することとする。		個人	東京都	警察庁